

No.162
2010.
3.19

岐阜の博物館

編集兼発行

〒501-3941 関市小屋名
(岐阜県百年公園内)
岐阜県博物館内
岐阜県博物館協会
TEL 0575-28-3111

大垣の「ええじゃないか」

大垣市史編纂室長 清水 進



大垣市では現在、大垣市史を編集するため、鋭意史料を収集しています。その中から幕末の庶民の狂乱振りを示す「ええじゃないか」について紹介します。

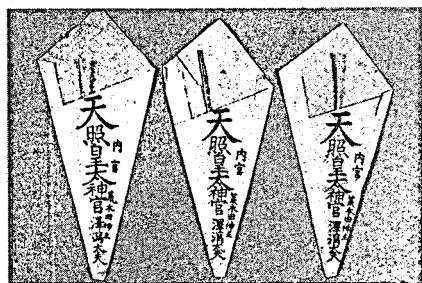
「ええじゃないか」は慶応3年8月4日、三河国御油宿での発生が記録上の初見です。そして美濃でも各地で発生しました。いずれも神社のお札が降ったので「ええじゃないか」と踊ったのです。この騒ぎを美濃では「お札降り」と呼びました。

大垣市南一色町五島家覚書(県歴史資料館蔵)によると、「慶応三年八月、三河国を始め遠州・尾州・濃州と段々西へ降り下る、奇なる哉、妙なる哉」とし、伊勢神宮・稻荷・八幡宮のお札だけでなく、大黒天・恵比寿の画像、木像・銅像、阿弥陀如来の木像・銅像・名号を始め、諸神・諸仏が降ったといいます。

噂では竹鼻・墨俣・笠松で、夜分、銅像が「ひかり物の如く光明を放ち、屋根瓦も割れ候よし」ということでした。このようなことが大垣でも起きました。9月下旬から「毎日毎夜、俄踊り、御家中、次に町人、老若男女おびただしく集り、なお遊女・芸子等、皆髪を切り男まげにいたし、又、男子は女の姿に成り、諸に入り交り豊年踊り、多くは船町全昌寺前にて一ヶ月毎夜毎夜踊り、殊に当年豊作の世の中に諸神、諸菩薩降臨降りこれある故、人気一同にいわろ、よろこび、且又、大殿様御殿へも町人娘共、芸子・遊女等迄召され、折ふし踊り等ご覧これあり」と、九代藩主氏正まで「お札降り」を楽しみました。

阿子田家文書(県歴史資料館蔵)によると、大垣城へも9月27日、10月6日に大神宮御祓と谷汲観音絵像が降ったので、「大垣侯谷汲山へ御参詣」になったといいます。

一方、五島家にも10月朔日早朝、大神宮のお札が降りました。そのため五島家は表通りにしめ縄、座敷に毛氈の五段飾りを設け、村人が献上した神酒・饅頭・松茸・柿・菓子・豆腐・蛤などを供えました。そして10月2日山伏の祈祷を受け、村人全員に吸物と酒肴を振舞い、夜は子供達が相撲踊りを行いました。また近隣からおびただしい群衆が来て、様々な芸を行いました。そのため五島家は白米6斗5升を炊き出し、酒肴を振舞いました。



一色村のお札降りは五島家以外でも発生し、10月6日以降、11月17日までに17回を数えました。どの家でも座敷を飾り付け、神酒を供え、子供連中の相撲踊りを三味線・太鼓ではやし立て、若き者・中老は「俄」を行いました。

大垣の殿様まで巻き込んだお札降りの狂乱は、その後、急速に沈静化しました。「ええじゃないか」は勤王の志士が起こした討幕運動の一つといわれており、これに庶民の「世直し」を期待する思いが重なって流行したのですから、幕府の崩壊によって騒動は終わりを告げました。

第57回全国博物館大会（北海道大会）報告

期 日：平成21年10月1日(木)～2日(金)

会 場：北海道旭川市 大雪クリスタルホール

参加者：約300名

全国から博物館関係者が集まり、「第57回全国博物館大会」が「博物館の再生、地域と文化の創造」を大会テーマに、北海道旭川市で盛大に開催されました。

本大会には全国各地から約300名の参加があり、岐阜県からは4館5名の参加がありました。開会式には竹内日本博物館協会長の挨拶にはじまり、文部科学省生涯学習政策局総括官、北海道副知事、旭川市長の祝辞と続き、最後に今年度顕彰に64名、同じく棚橋賞に2件3名の表彰が行われました。

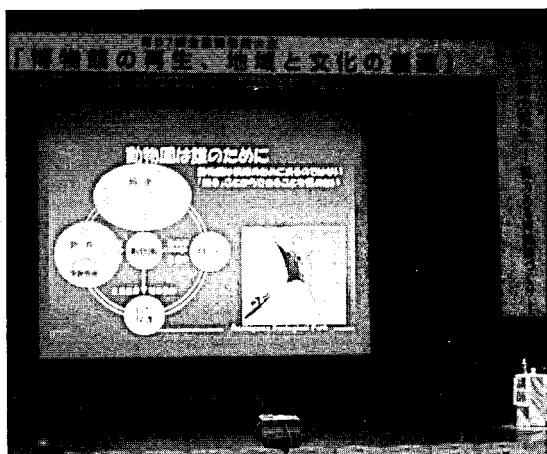
その後、行政報告として岩佐文部科学省生涯学習政策局社会教育課企画官から、博物館をめぐる課題として、20年度に改正された博物館法や同法施行規則の改正等についての説明がありました。特に博物館の登録、リスクマネジメント、評価について言及され、今後の博物館のあり方についての課題を示唆されました。

初日のメインである基調講演では、「博物館のこれから 地域と文化の創造」と題して前国立科学博物館長の佐々木正峰氏が講演されました。その内容は元文化庁長官としての豊富な経験もふまえ、現在の博物館を取り巻く状況を分析しながら、社会の変化に敏感に対応した博物館経営の必要性を強く訴えられました。

また、社会と共にある博物館の使命として、とりわけ情報発信機能の充実と人材養成機能の強化が急務であるとの認識を示されました。

シンポジウムでは大会テーマに沿った表題が掲げられ、二日間にわたって活発な議論が展開されました。

初日のテーマである「地域と文化の創造—アイヌ文化と博物館—」では、アイヌ文化と地域の関わり、アイヌの人々が伝えてきた伝統の保存と継承、博物館から発信する先住民族への敬意と人権意識等、北海道という地域性を生かした特色ある取組事例が発表され、会場内では活発な意見交換も行われました。



また、二日目の「博物館の再生—魅力ある博物館づくり」では、今話題の旭山動物園の坂東園長が10年前の閑散とした実態から、年間来園者が300万人を超える現状へと脱皮した道のりの発表がありました。動物本来の生き生きとした「ありのまま」の姿の素晴らしさ、大切さに気づくこと。そして、その姿を来園者にどう伝えていくかを、来園者目線で見直して考えることが、動物園再生の原点であったと熱く語られました。

なお、平成22年度の「第58回全国博物館大会」は、平城遷都1300年祭が開催される奈良市を会場に、例年どおり秋に開催される予定です。

(岐阜県博物館長 浅野裕司)

第34回東海三県博物館協会研究交流会報告

期日：平成20年11月19日(水)
会場：岐阜県美術館 ハイビジョンホール
主催：岐阜県博物館協会
参加者：68名(岐阜県から37名)

平成20年11月19日、第34回東海三県博物館協会研究交流会が、岐阜県美術館で開催されました。岐阜県美術館は岐阜市のはば中に位置しながらも、館の外には広々とした敷地があり、緑と立体造形作品に囲まれ、県民の憩いの場となっています。

開催に先立ち、岐阜県博物館協会会長若宮多門氏よりご挨拶があり、続いて、岐阜県美術館館長古川秀昭氏より、基調講演を行われました。本年の研究会テーマは「環境と人にやさしい博物館～文化財の保存と博物館の環境～」です。博物館に課されたひとつの使命として、文化財の保存が挙げられます。環境問題の観点などから、従来の方法が見直され、新たな手法を導入している園館も多くあります。それに関する事例発表が各県からなされました。



まず、岐阜県からは、岐阜県博物館の廣江泰孝学芸員より、同館で取り組んでいる総合的有害生物管理(IPM)についての発表がありました。岐阜県美術館では廣江学芸員を中心に、館内外の生物生息調査、空気環境調査を根気よく行い、文化財に対し害を加えると考えられる生き物を最大限排除したほか、新規に受け入れた文化財などには、低酸素濃度処理を施しているということでした。また、1995年におきた阪神淡路大震災での貴重な体験談を交えながら、昔ながらのお蔵の良さをお話しになられていたのが印象的でした。



愛知県からは愛知県陶磁資料館の田村哲学芸員より「陶磁資料館での保存活動～試行と実践の間で～」という題目の発表がありました。同館では、これまで燃蒸処置を行っていましたが、数年前からIPMに取り組んでいるとのことでした。しかしながら、館周辺は森に囲まれ、非常に生物が多く、また、館の設備自体が開放的であることなどから、多くの問題が浮きあがってきたそうです。さらに文化財の保存担当者だけでは、負担が多く、追いつかないなどといった話もありました。それらの問題に対し、これからどう対応していくかが課題となるようです。「学芸員による学芸員のためのむし・かび対策ノート」を考案し、文化財の保存に対して、広く情報を提供・交換し取り組む様子がうかがえました。最後に三重県からは、斎宮歴史博物館より星野利幸学芸員より発表がありました。やはり同じように「開かれた博物館」でのIPMの難しさを1番に挙げられました。

以上の事例発表終了後、企画展の視察へと移りました。研究会開催時には「アートのメイゴーランド」と題し、「岐阜県ゆかりのアーティスト7名の人物と作品を紹介する企画展示が開催されました。期間中は、作品を展示するだけでなく、実際にアーティストたちと共に体験したり、話したりできるようなイベントも開催されました。この後開かれた交流会にも多くの参加者があり、貴重な情報交換の場となりました。

(岐阜県世界淡水魚園水族館 堀江真子)

第71回岐阜県博物館協会 会員研修会「博物館法改正と学芸員養成の今後」

期日：平成21年2月25日(水)

会場：岐阜県現代陶芸美術館

参加者：34名

第71回博物館研修は、岐阜県現代陶芸美術館で行われました。テーマは「博物館法改正と学芸員養成の今後」であり、講師は、現代陶芸美術館館長 榎本徹先生が講師を務められました。この研修は博物館法の改正と学芸員の養成について文部科学省の議論の中間報告を聞くものでしたので、博物館・美術館の今後を考える良い機会となりました。なお、概要は次の通りです。



一、博物館法改正への道筋

○改正内容

①教育基本法改正を踏まえた規定の整備

- 博物館の行う事業として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供、奨励する事項を加えること。

- 博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

②博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供

博物館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする。

③学芸員等に関する資格取得要件の見直し及び資質の向上

- 学芸員となる資格を得る為に必要な実務経験について、司書・学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職に3年以上あったことを加えること

- 学芸員及び学芸員補の研修について、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めることとする

○平成20年5月に衆議院、6月に参議院で「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する

附帯決議」がなされた。

○指定管理の弊害について

二、大学における学芸員養成課程の見直し

○現状と問題点

現行の博物館法に定められている修得科目は8科目 12単位だが、現状、15単位で開講している大学が最も多く、法定の12単位で開講している大学は5%に過ぎない。実態として2単位もしくは1単位科目を2つ合わせて2単位として開講しているという例がほとんど。少なくとも16単位以上を法定単位数としなければならない、また2単位で開講しているという現状を踏まえた見直しが必要。



○見直しの内容

- 1単位を2単位に拡充する。

- 科目的追加…博物館資料保存論

博物館展示論 ☆

博物館教育論 ☆

博物館情報メディア論 ☆

※ 従来の博物館情報論、視聴覚教育メディア論の内容は上記☆に含まれることになる。

○実習の見直し

ガイドラインを設定する

学内実習と館園実習を実施し、館園実習は学芸員養成課程の最終段階で実施

三、今後の作業

○望ましい博物館の見直し

○博物館登録制度の見直しと公益法人改革

最後に、榎本先生から最新情報を聞き、わかり易い講義に参加者一同、深く感銘し今後の博物館と学芸員のあり方について考えさせられる研修でした。

(光記念館 吉井隆雄)